

**児童扶養手当の月額が  
4月から変わります**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、☎ 58-2293)

児童扶養手当の月額が4月から下表のとおり変更となります。

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	42,910円	42,900円～10,120円
2人目	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降	6,080円	6,070円～3,040円

支給区分は、所得に応じて算定されます。

児童扶養手当は父母の離婚などにより父または母親と生計を同じくしていない児童が養育されている父子・母子家庭等の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

▶ **対象者** 児童扶養手当は父子家庭の父・母子家庭の母または父母にかわって児童を養育している方

**乳幼児・児童医療費等の  
郵便請求**

情報発信元 / 子育て支援課 (☎ 58-2232)

日頃市役所に医療費の申請に来ることができない方のために、郵便請求の受付を行っています。

郵便請求用封筒は、市役所、根上・寺井窓口センターおよび市内の医療機関に設置してありますが、封筒の差出有効期限が迫ってきましたので、新しい有効期限の封筒に交換を行いました。お手元にある封筒は期限を確認の上、ご利用ください。

▶ **対象** 乳幼児・児童医療費、ひとり親家庭等医療費、寡婦医療費、心身障害者(児)医療費、指定難病医療費、精神障害者医療費

▶ **問い合わせ**  
子育て支援課 (☎ 58-2232、☎ 58-2293)  
福祉課 (☎ 58-2230、☎ 58-2294)

**「柔道整復師」や「あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師」の施術にかかる療養費も対象に  
子どもの医療費助成制度の窓口無料化対象を拡大します**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、☎ 58-2293)

市では、子育てしやすい環境整備の一環として、これまでの医療費助成制度の利便性を高めるため、平成31年4月診療分から子どもの「柔道整復師」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師」の施術にかかる療養費が窓口無料化の対象になります。

なお、他の公費負担医療制度の自己負担分や県外の医療機関の受診などについては、従来どおり申請による助成となります。

※後日払い戻しを受けることができます。  
申請期限は診療月の翌月から数えて  
6ヶ月以内です。

**< 窓口でお支払いが必要となる場合 >**

- ①健康保険証および受給者証を忘れた場合
- ②県外の医療機関(施術所)・県内の窓口無料化に対応していない医療機関(施術所)を受診した場合
- ③医師が治療上必要と認めた装具(コルセット、ギブス、眼鏡など)
- ④他の公費負担医療制度(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患治療研究事業等)を利用した場合
- ⑤入院等をした際、高額な療養に該当し、かつ「限度額適用認定証」の提示がない場合

**< 医療費助成の対象とならない場合 >**

- ①保険外診療の費用…テーピングなどの材料費、健康診断や予防接種、文書代、容器代、入院時の差額ベッド代など  
⇒医療機関・施術所の窓口でお支払いが必要です。
- ②入院時の食事療養費  
⇒医療機関の窓口でお支払いが必要です。
- ③学校や保育園での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合  
⇒学校や保育園に申請してください。対象外となった場合は、後日払い戻しを受けることができます。

**人間ドックの申請が4月1日から始まります**

対象年齢の方には受診費用の助成を行っています

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235、☎ 58-6897)

平成31年度の人間ドックの申請が始まります。ドックが受診できる病院は、能美市立病院・芳珠記念病院・寺井病院です。また、次の対象年齢の方には、受診費用の助成を行っています。健康保険証をお持ちになり、健康推進課、市民窓口課または根上・寺井窓口センターで申請をお願いします。

**< ドックの種類 >**

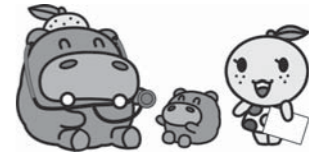
- 血管ドック：心臓病や脳卒中、糖尿病、腎臓病などの生活習慣病に関する検査
- がんドック：呼吸器、消化器系、肝臓、前立腺、乳房、子宮のガンに関する検査
- 脳ドック：脳卒中や認知症、脳腫瘍などに関する検査

**< 対象年齢 >**

- **血管ドック** 30歳～74歳(昭和20年4月1日～平成2年3月31日生まれ)
- **がんドック** 40歳～74歳(昭和20年4月1日～昭和55年3月31日生まれ)
- **脳ドック**  
50歳(昭和44年4月1日～昭和45年3月31日生まれ)  
55歳(昭和39年4月1日～昭和40年3月31日生まれ)  
60歳(昭和34年4月1日～昭和35年3月31日生まれ)  
65歳(昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生まれ)  
70歳(昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれ)

**< 自己負担 >**

保険種別	ドック種別	自己負担額	
国保	血管ドック	節目年齢の方	8,360円
		節目年齢以外の方	6,916円
	がんドック	肺CT検査	12,920円
		胸部X線検査	11,400円
	脳ドック	9,120円	
国保以外の医療保険	血管ドック	節目年齢の方	17,160円
		節目年齢以外の方	14,196円
	がんドック	肺CT検査	26,520円
		胸部X線検査	23,400円
	脳ドック	18,720円	

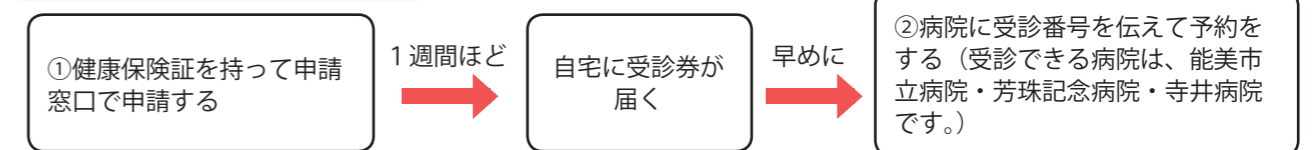


**< 申請窓口 >**

健康推進課、市民窓口課、根上・寺井窓口センター

※申請書は各申請窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

**< 申請から病院予約までの流れ >**



※市税などに滞納がある方は、助成を受けられない場合があります。

**< 注意事項 >**

- ・血管ドックとがんドックについては、市および職場の健診で重複する内容を受診した場合は受けられませんのでご注意ください。
- ・昨年度から血管ドックとがんドックの併用は日帰り受診になりました。ただし、血管ドックの節目年齢の方は、糖尿病に關係する精密検査を実施しますので、がんドックと併用される場合は、1泊2日ドックになります。
- ・脳ドックは申請が遅くなると、年度内に予約が取れず、受診できなくなる場合があります。受診をお考えの方は、早めの申請と病院への予約をお勧めします。
- ・治療中の方は、普段行っている検査と重複する場合があります。体に負担にならないよう主治医と相談の上で、申請してください。
- ・糖尿病で薬剤治療中の方は、かけはしチェック(能美市医師会糖尿病合併症検査・食事指導・療養指導)のご利用をお勧めします。詳細については、主治医または市健康推進課へお問い合わせください。
- ・6月以降にドックを受ける場合は、6月初旬に市から送られる特定健診やがん検診の受診券(水色)が必要になりますので、受診の際には忘れずにお持ちください。

**成人式のご案内**

問 / 生涯学習課 (☎ 58-2272、FAX 55-8555)

- ▶ **日時** 2020年1月12日(日)10時～
- ▶ **場所** 根上総合文化会館(根上・寺井・辰口の3地区とも同会場で行います)
- ▶ **対象** 平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、現在能美市に住んでいる方、または根上・寺井・辰口中学校を卒業した方 ※対象者には、11月ごろに案内状をお送りします。

**成人式の実行委員を募集します!**

成人式の実行委員は、当日上映する映像の制作や式典の司会、ピアノ演奏などの成人式づくりの運営を行います。2020年成人式の実行委員になって、仲間と一緒に思い出に残る式を作りませんか。ビデオ撮影や編集、ピアノ演奏が得意な人大歓迎です!

▶ **申込方法** 6月28日(金)までに生涯学習課へ電話またはメール(shogaku@city.nomi.lg.jp)で氏名・住所・出身中学校・連絡先をご連絡ください。



**特定不妊治療の助成率が2/3になります**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、FAX 58-2293)

これまで、保険診療適用外の対象治療費のうち、県の助成額を控除した額の1/2以内で、1年間あたり80万円を限度としていましたが、平成31年度申請分からは、県の助成額を控除した額の2/3以内で、1年間あたり80万円を限度とします。

**いきいき安心医療費助成制度が見直されます**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)

2019年4月診療分からいきいき安心医療費助成制度が次のとおり見直されます。

- ▶ **対象者** 世帯全員が住民税非課税で、個人の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円の65～69歳の方
- ▶ **助成額** 医療機関で支払った一部負担金と70～74歳の方の一部負担金との差額の2分の1の金額
- ▶ **助成対象期間** 2019年4月～2020年3月診療分(2020年3月末をもって制度は終了となります)  
※2019年3月時点での受給対象者には個別で通知を送付します。

**インフルエンザ・おたふくかぜ 2019年度から任意予防接種の費用助成方法が変わります**

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

次の表のとおり、任意予防接種(インフルエンザ・おたふくかぜ)の対象者全員に助成券を配付します(事前申請不要です)。

種類	配付時期	配付方法	助成対象者	回数	使用期限	助成金額
インフルエンザ	9月頃	ハガキ郵送※1	生後6か月～ 中学3年生※2	年度に1回助成	ハガキ到着～ 3月末まで	1,000円
おたふくかぜ	生後2か月頃	赤ちゃん訪問※3	満1歳～年長児	1人1回のみ助成	満1歳～年長児 の3月末まで	2,000円

- ※1 2019年9月生まれの方は、赤ちゃん訪問にて助成券をお渡しします。
- ※2 2019年度の対象者は2004年4月2日～2019年9月30日生まれの方です。
- ※3 平成31年1月31日以前生まれで、過去に助成券を申請されていない方は、平成31年4月上旬に助成券を郵送します。

▶ **注意事項**

- ・住民票の住所のあるところに郵送します。
- ・再発行はできません。紛失しないよう、ご利用になるまで大切に保管してください。

▶ **使用方法**

- ・助成券をお持ちのうえ医療機関で接種し、助成金額を引いた費用を医療機関の窓口でお支払いください。



**小・中学生のための就学援助制度**

問 / 教育総務課 (☎ 58-2270、FAX 55-8530)

経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。

▶ **援助の内容**

学用品費/新入学用品費/修学旅行費/学校給食費/日本スポーツ振興センター掛金など

▶ **援助が受けられる保護者**

- ①生活保護の停止または廃止を受けた方
  - ②児童扶養手当を受給している方
  - ③市町村民税が非課税の世帯または減免されている方
  - ④固定資産税、個人事業税のいずれかが減免されている方
  - ⑤国民健康保険税が減免または徴収を猶予されている方
  - ⑥国民年金の保険料が免除されている方
  - ⑦そのほか、市教育委員会が援助を必要と認める方
- ※昨年度受給された方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。

**能美市U・I・Jターン 就職家賃補助制度のご案内**

問 / 商工課 (☎ 58-2254、FAX 58-2297)

能美市では、U・I・Jターンにより市内の企業へ就職する方を応援するため、対象の方が能美市内のアパート(民間賃貸住宅および市営住宅のうち特定公共賃貸住宅)に入居した際の賃貸料の一部を補助しています。

対象者	U・I・Jターンにより能美市内の企業に就職し、新たに能美市内のアパート等に入居された方(ただし、就職時の年齢が40歳以下であること)
補助額	補助金額:賃貸料の3分の1(最大5,000円/月) 補助期間:2年間

申請方法など詳細については市ホームページをご確認ください。

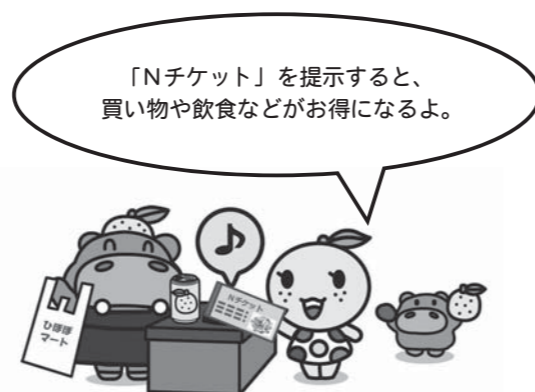
**能美市の新生活をお得にスタート! 転入世帯に「Nチケット」をお渡ししています**

問 / のみ移住サポートセンター (☎ 58-2246、FAX 58-2291)

4月から「Nチケット」の利用対象者が「市外から転入してきた世帯」に拡大されました。転入届の手続きの際、窓口でお渡しする「転入の資料一式」の中に「Nチケット」が入っています。新生活に役立つ各種サービスをご利用ください。

なお、有効期限は2020年3月末までです。新たに能美暮らしを始める機会に、市内のお店をご利用ください。

※「Nチケット」は市外から転入してきた世帯に対して「1世帯につき1部」お渡しします。



**INFO** **平成 31 年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税（納入）通知を 4 月と 7 月に発送します**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)、介護長寿課 (☎ 58-2233、FAX 58-2292)

4 月中旬に通知書が発送されるのは納付方法が普通徴収（納付書や口座振替による納付）の方と 4 月・6 月に普通徴収から特別徴収（年金からの天引き）に変更になる方です。引き続き、特別徴収で納入される方には 7 月に通知書を発送します。

この通知書では、普通徴収の方は 4 月（1 期）、5 月（2 期）、6 月（3 期）分、特別徴収の方は 4 月（1 期）、6 月（2 期）、8 月（3 期）の保険税（料）額をお知らせいたします。

保険税（料）額はそれぞれ前年中の所得などで決まりますが、6 月以降でなければ所得などが確定しないため、毎年 1～3 期分は前年度の保険税（料）額を基に仮に徴収させていただきます。

所得等が確定した後の 7 月に、改めて年間の保険税（料）をお知らせする納税（納入）通知書を送付します。所得に大きな変動があった方は、7 月の通知時

に大きく保険税（料）額が変更になる可能性がありますのでご注意ください。  
※国民健康保険に、平成 31 年 3 月 31 日～6 月 21 日の間に加入手続きされた方（後期高齢者医療保険は 3 月～6 月中に加入された方）の平成 31 年度分の保険税（料）の案内は 7 月に発送します。

※平成 31 年 4 月 2 日～7 月 1 日の間に 65 歳になる方の介護保険料の案内は、7 月に発送します。

**▶ 問い合わせ**

国民健康保険税／後期高齢者医療保険料については保険年金課 (☎ 58-2236)  
介護保険料については介護長寿課 (☎ 58-2233)



**i INFO** **社会保険に加入したときは国民健康保険の喪失手続きを**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)

市の国民健康保険に加入している人が会社の社会保険に加入したときは、その日から国民健康保険は使えません。国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

**▶ 喪失手続きが遅れると**

- ・保険税の負担が続きます。
- ・社会保険の資格取得後に国民健康保険の被保険者証を使用した場合、市の国民健康保険が負担した医療費分を後日返還していただきます。

**▶ 喪失手続きに必要なもの**

加入した社会保険の被保険者証／国民健康保険の被保険者証／印鑑（認め印）／世帯主と社会保険に加入した人の個人番号が分かるもの（個人番号カード、通知カードなど）／手続きにくる人の本人確認書類（運転免許証など）

**※会社は国民健康保険の喪失手続きを行わないので、ご注意ください。**

**INFO** **平成 31 年度の国民年金保険料が決まりました**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)

平成 31 年度の国民年金保険料は月額 16,410 円です。

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成 31 年度は前年度から 70 円引き上げられました。保険料は、日本年金機構から 4 月上旬に送られる「納付書」で納めてください。納付書による納付は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、コンビニエンスストア、電子納付でできます。

納付書以外にクレジットカードや口座振替による納付ができますので、小松年金事務所または保険年金課、寺井・根上窓口センターでお申し込みください。

**▶ 問い合わせ**

小松年金事務所 (☎ 24-1791、FAX 22-3933)



**i INFO** **障がい者をはじめ、生活上の不便を抱える方のためのスペースです 障害者等用駐車場の適正利用についてのお願い**

問 / 福祉課 (☎ 58-2230、FAX 58-2294)

市内公共施設や商業施設などの駐車場には、右記のマークが描かれた駐車スペースが整備されています。この駐車場において、障がい者等が乗っていないにもかかわらず、健常者が利用しているケースが見受けられます。

本当に必要としている方のために、障害者等用駐車場の適正利用をお願いします。



車いす使用者等優先区画



いしかわ支え合い駐車場

**いしかわ支え合い駐車場制度とは**

石川県が実施する制度で、日常的に多くの方が利用する施設の障害者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象となる方に県内共通の利用証を交付しています。

**利用証の交付対象者** 障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方

**利用証の使用方法** 案内表示のある駐車場を利用する際は、ルームミラーに利用証をかけて、車外から見えるように掲示します。

**利用できる駐車場** 利用証は、協力施設の障害者等用駐車場で、専用の案内表示が掲示されている「いしかわ支え合い駐車場」で利用できます。

**利用証の申請方法** 福祉課と各窓口で受け付けています。申請の際は、利用対象となることを証明する書類や手帳をお持ちください。

**i INFO** **健康は毎日の食事から。あなたの健康は大丈夫？ 4 月スタート！ 栄養教室（木曜日コース）受講者募集**

問・申 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

健康は、毎日の食事から。より健やかに生きるために、食について学んでみませんか。市民ならどなたでも受講できます。（以前に受講し、修了していない方も受講できます）

修了後は、食生活改善推進員として、食に関するボランティア活動に参加できます。

**< 受講内容 >**

**講義：実践を交えながらの学習** 生活習慣病予防の食事とは / 食品衛生と食環境保全 / 健康づくりのための運動など

**調理実習：** 減塩メニュー / バランスメニュー / 郷土料理など

**▶ 日程** 4 月 18 日、5 月 16 日、5 月 30 日、6 月 6 日、6 月 20 日、7 月 4 日、7 月 18 日（計 7 回）

**▶ 時間** 9 時 30 分～12 時 30 分頃

**▶ 場所** 能美市健康福祉センター「サンテ」

- ▶ **費用** 1300 円（教材代）
- ▶ **定員** 20 人
- ▶ **申込締切** 4 月 11 日（木）



**前回の参加者の声（一部）**

参加のきっかけ

・気軽に申し込んだ。栄養の基礎を学びたい。  
・おいしい薄味を知りたい。最近味付けがわからず、家族からもクレーム…。  
・私も主人も糖尿病予備群で、これを解消したいと思った。

参加後の感想

・ある程度知識はあると思っていたけど、認識違いや思い違いも多くあり勉強になった。  
・いつも使用している材料が作り方で変わり、薄味でおいしく食べることができた。  
・糖分や塩分など、普段とりすぎていることが良くわかった。



新しい時刻表は「広報のみ」4月号と一緒にお配りします  
**「のみバス」の一部運行改正の実施について**

問 / 地域振興課 (☎ 58-2212、FAX 58-2291)

平成31年4月1日(月)から、「のみバス」のダイヤを一部改正します。今回の改正は、朝の通勤・通学時間帯に「のみバス」とJR列車との乗り継ぎがより便利になるよう時刻を改正するもので、ルートの変更や便数の変更はありません。また、ダイヤ改正に併せてバス停名の改正も行います。

**<ダイヤ改正>**

- ◆現行：5時40分鶴来駅発(能美根上駅行)便  
 改正後：5時45分鶴来駅発(能美根上駅行)便と始発時間が5分遅くなります。  
 なお、その他の便は変更ありません。

**<バス停名の改正>**

- ◆現行：「高坂根上公民館」バス停  
 改正後：「高坂公園前」バス停に変更になります。



4月1日から5月31日まで  
**ご自分の土地・家屋の価格などを確認できます**

問 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

**<土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧>**

平成31年度のご自分の土地・家屋の価格やその周辺の価格などを縦覧帳簿で確認することができます。縦覧できる方は、市内に土地・家屋を所有する納税者です。(非課税や免税点未満などの理由で課税されていない方は縦覧できません)

- ▶ **期間** 4月1日(月)～5月31日(金) 8時30分～17時15分 延長窓口日(火・木曜日)は19時まで ※土日祝日を除く。
- ▶ **場所** 税務課(本庁舎)
- ▶ **必用なもの** 印鑑(法人の場合) / 本人確認できるもの(運転免許証など) / 代理人の場合は委任状
- ▶ **手数料** 無料

**<固定資産課税台帳の閲覧>**

平成31年度の固定資産課税台帳に記載された所有資産の内容について、年間を通して閲覧することができます。また、土地・家屋を借りている方も該当する土地・家屋の固定資産課税台帳を閲覧することができます。

- ▶ **場所** 税務課、寺井・根上窓口センター
- ▶ **必用なもの** 印鑑(法人の場合) / 本人確認できるもの(運転免許証など) / 代理人の場合は委任状 / 借地・借家人の場合は賃貸借契約書
- ▶ **手数料** 200円  
 ※4月1日(月)～5月31日(金)は無料



平成31年4月7日執行予定  
**石川県議会議員選挙**

問 / 能美市選挙管理委員会 (☎ 58-2200、FAX 58-2290)

- ▶ **投票日時** 4月7日(日) 7時～20時
- ▶ **能美市で投票できる方**

平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月28日以前に能美市に住民登録し、引き続き選挙の投票日まで住所を有する方は投票できます。

▶ **転入前の県内市町で投票できる方**

能美市へ平成30年12月29日以降に転入手続きをした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所の市町で投票することになります。投票をするには、「引き続き石川県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)の提示等が必要となります。県内のどこの市町でも取得できます。

※県外へ転出した方や平成30年12月29日以降に県外から転入手続きをした方は、今回投票することができません。

▶ **期日前投票**

投票日に仕事や旅行などの用事がある方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所へ行く前に、入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」にあらかじめ必要事項を記入しておく、受け付けが早く済みます。



期日前投票所を設ける場所	期日前投票所を設ける期間	開閉時間
市役所 大会議室3	3月30日(土)～4月6日(土)	8時30分～20時
寺井地区公民館 101会議室		
根上窓口センター 研修室		



**寡婦等医療費の特別助成制度  
 をご利用ください**

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、FAX 58-2293)

かつて父子・母子家庭であった方に対し、保険診療分の医療費の一部を助成しています。医療費の申請には資格の登録が必要になりますので、対象になる方は寡婦医療費の受給資格登録申請書を子育て支援課または寺井・根上窓口センターに提出してください。

- ▶ **対象者** 次の要件をすべて満たす方
  - ・かつて母子家庭であった母、または父子家庭であった父で、能美市のひとり親医療費助成制度の対象であった方
  - ・65歳の誕生月の末日までの方(1日生まれの方は誕生日の前月まで)
  - ・市民税非課税世帯に属する方(生活保護受給者を除く)
  - ・同一世帯以外の方の健康保険等医療保険の被扶養者または所得税上の扶養親族になっていない方
- ▶ **助成額** (1か月の医療費自己負担分-3,000円) × 1/2  
 ※1か月でかかった医療費の合計が3,000円未満の月は対象になりません。



申請期限は5月24日  
**軽自動車税減免制度**

問 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

次のどちらかに該当する車両には、税の減免制度があります。申請期限は5月24日(金)までです。この日を過ぎると減免を受けられませんので、該当する場合はお早めに申請を済ませてください。

- ▶ **対象車両**
  - ①身体などに障がいのある方が所有し、その方のために使用される車両
  - ②身体などに障がいのある方が利用するために、車両構造を改造した車両

※毎年申請が必要です。前年度に減免を受けていた方へは、4月初旬に税務課から申請の案内を送付します。詳しくは税務課にお問い合わせください。

※新規または車両変更のあった方の申請は税務課のみで行っていただきます。お気を付けください。



● **第17投票区の投票所変更のお知らせ**

石川県議会議員選挙から第17投票区の投票所が次のとおり変更となります。

投票所までの距離が変わることもあり、変更となる有権者の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

変更前	変更後	対象町会
緑が丘会館	共生型福祉施設 G-Hills (緑が丘11丁目49番地1)	下徳山町 緑が丘 松が岡

# 2019年度 納期カレンダー

市料金など				月	市税など				納期限
水道料金 下水道使用料	下水道 受益者 負担金	後期高齢者 医療保険料	介護保険料		軽自動車税	固定資産税 都市計画税	市県民税	国民健康 保険税	
2月使用分		第1期	第1期	4月				第1期	5月7日(火)
3月使用分		第2期	第2期	5月	全期	第1期		第2期	5月31日(金)
4月使用分	第1期	第3期	第3期	6月			第1期	第3期	7月1日(月)
5月使用分		第4期	第4期	7月		第2期		第4期	7月31日(水)
6月使用分	第2期	第5期	第5期	8月			第2期	第5期	9月2日(月)
7月使用分		第6期	第6期	9月				第6期	9月30日(月)
8月使用分	第3期	第7期	第7期	10月			第3期	第7期	10月31日(木)
9月使用分		第8期	第8期	11月				第8期	12月2日(月)
10月使用分		第9期	第9期	12月		第3期		第9期	12月25日(水)
11月使用分	第4期	第10期	第10期	1月			第4期	第10期	1月31日(金)
12月使用分		第11期	第11期	2月		第4期		第11期	3月2日(月)
1月使用分		第12期	第12期	3月				第12期	3月31日(火)

## 口座振替日

水道料金・下水道使用料 後期高齢者医療保険料	25日	★納期限は原則月末です。※12月は後期高齢者医療保険料の納期限が25日になります。
介護保険料 下水道受益者負担金	末日 (12月は25日)	★全納振替は、各税目の第1期に年税額を振替します。 ★水道料金・下水道使用料以外は、口座振替日に振替できなかった場合の再振替はしません。振替不能をお知らせするはがきで、直接納付してください。

## 問い合わせ

◇介護保険料に関すること 介護長寿課 (☎ 58-2233、☎ 58-2292)	◇市税などに関すること ・市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 税務課 (☎ 58-2206、☎ 58-2292)
◇後期高齢者医療保険料に関すること 保険年金課 (☎ 58-2236、☎ 58-2293)	・国民健康保険税 保険年金課 (☎ 58-2236、☎ 58-2293)
◇水道料金・下水道使用料に関すること	◇税の納付に関すること 納税課 (☎ 58-2207、☎ 58-2292)
◇下水道受益者負担金に関すること 上下水道課 (☎ 58-2260、☎ 58-2296)	

### 口座振替による納付が便利です

申込は市内の金融機関もしくは市役所、根上・寺井窓口センターに依頼書がありますのでご利用ください。

くらしに関する情報をお知らせします



## 税務課、市民窓口課からののお知らせ 各種証明書の発行について

マイナンバーカードを利用した証明書の発行がお得!



問 / 税務課 (☎ 58-2206、☎ 58-2292)、市民窓口課 (☎ 58-2213、☎ 58-2293)

### < 証明書等の手数料の改定について >

7月1日から窓口・郵送で発行する各種証明書の手数料が次のとおり変わります。なお、マイナンバーカード(写真付)を利用して発行する場合の手数は現行のままです。 ※コンビニで発行できる証明書

主な証明書(税務課)	現行 200円	改定後 300円
○所得・課税証明書 ○納税証明書 ○名寄帳の写し		
主な証明書(市民窓口課)	現行 200円	改定後 300円
○住民票の写し※ ○住民票記載事項証明書 ○印鑑登録証明書※ ○戸籍の附票の写し※		

### < おくやみコーナー、外国人専用窓口、住民登録・戸籍届出相談窓口の設置 >

4月1日から、上記専用窓口を設置します。おくやみコーナーは、死亡の後の手続きを行います。外国人専用窓口は、外国人住民が増えていることから、テレビ電話通訳サービスを導入し、多言語の窓口対応を行います。住民登録・戸籍届出相談窓口は、住民登録・戸籍届出に関する相談に対応します。

### < 改製原附票(戸籍電算化前の戸籍の附票)の写しの発行について >

能美市では、戸籍電算化前の戸籍の附票について、法定保存年限の5年を経過しているため、3月31日をもって発行を終了します。

### < コンビニサービスの利用店舗拡大 >

4月1日から、利用店舗が追加となります。主な追加店舗は次のとおりです。  
・ウエルシア薬局 ・ポプラ ・日本郵便 ・平和堂 ・イオンリテール



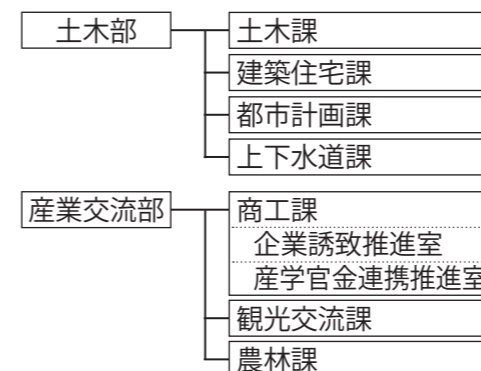
## 土木部、産業交流部が誕生 市役所の組織が4月1日から変わります

問 / 総務課 (☎ 58-2200、☎ 58-2290)

市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、4月1日付けで組織の改編を行います。レイアウトの変更がある庁舎のフロアマップおよび新しい組織機構図をお知らせします。

### 能美市行政組織機構図変更箇所

産業建設部が廃止され、土木部と産業交流部となります。



### 寺井分室フロアマップ

